

滋賀県屋外広告物条例およびふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の改正
ならびに滋賀県景観計画の改定について

1 改正等の趣旨

滋賀県では、県内における景観の規制誘導および屋外広告物の適正化に取り組んできたが、県内全市が景観行政団体に移行したことや社会情勢の変化に伴う以下の各種課題が生じていることから、良好な景観を形成するため滋賀県屋外広告物条例（以下「屋外広告物条例」という。）およびふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（以下「風景条例」という。）の一部改正ならびに滋賀県景観計画の一部を改定しようとするものである。

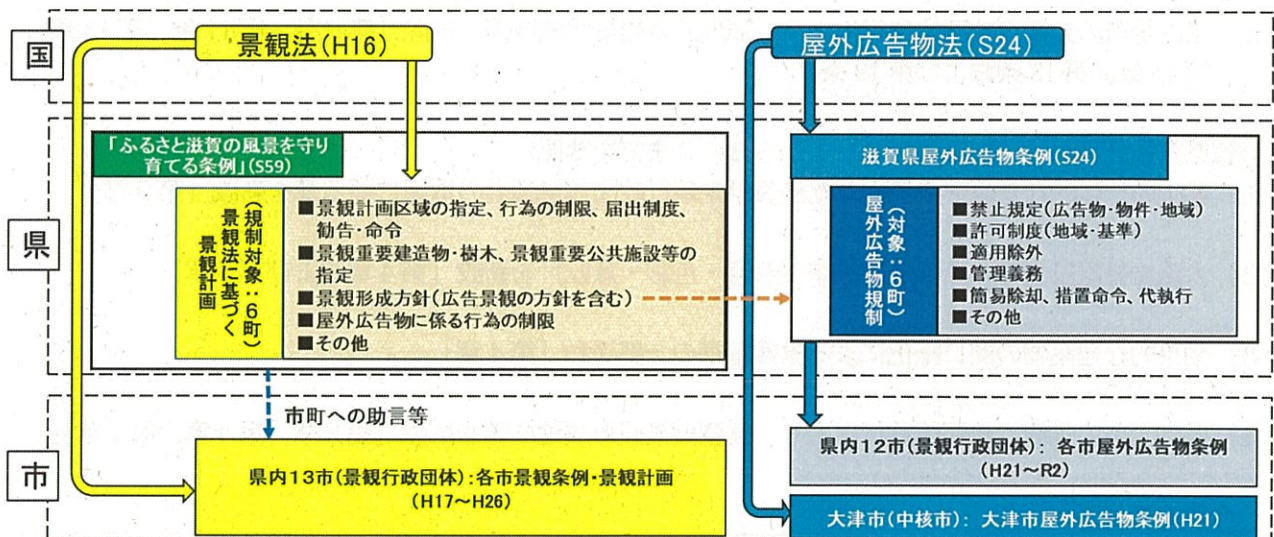
(1) 屋外広告物に関する課題

- 6町域の地域ごとの景観特性や土地利用の状況を踏まえ、よりきめ細かな規制とするため、地域区分および基準を見直す必要がある。
- 老朽化した広告物の増加に伴い安全対策を強化する必要がある。

(2) 景観に関する課題

- 県内の全市が景観行政団体に移行したことに伴う規定を整備する必要がある。
- 届出制度の実効性を高める必要がある。
- 太陽光発電設備等の設置が進み景観への影響が顕在化してきており届出対象にする必要がある。

【景観法・屋外広告物法と条例・計画との関連図】



【県条例等の適用範囲】

条例	項目	適用範囲
屋外広告物条例	屋外広告物の規制	非景観行政団体（6町）
	屋外広告業の規制	大津市（中核市）除く県全域（12市6町）
風景条例	景観法に基づく景観計画等	規制対象：非景観行政団体（6町）
	県独自の部分	県全域（13市6町）

※景観法制定（H16）以降、県内の13市が景観行政団体となり、各市が独自に取組を実施しているため、県の条例・計画の主な適用範囲は6町域となっている。

2 これまでの取組状況

○平成30年度～令和元年度

- 滋賀県景観審議会での議論・検討（実態調査の結果報告、課題整理、対応方針の検討）

○令和2年度

- 10月5日、3月9日 : 県議会常任委員会への説明
- 11月30日～12月10日 : 19市町への意見照会（取組施策案たたき台）
- 2月12日、3月22日 : 滋賀県都市計画審議会、滋賀県景観審議会での審議、諮問・答申

○令和3年度

- 9月6日 : 滋賀県景観審議会での議論

3 主な改正・改定のポイント

【屋外広告物条例】（別添資料1—1から1—5までを参照）

- (1) 禁止地域を廃止し、6町域の地域ごとの景観特性や土地利用の状況を踏まえた地域区分および基準に改正 [第5条]
- (2) 広告物等の安全対策等の強化
 - 全ての広告物等について定期的な安全点検を義務化 [第16条の2]
 - 許可広告物等の管理者要件を県内の者に限定 [第10条]
 - 広告物等に係る関係者の責務規定を新設 [第2条の2から第2条の4まで]

【風景条例】（別添資料2—1から2—3までを参照）

- (1) 完了の届出を義務化（罰則：5万円以下の罰金） [第11条の2および第36条]
- (2) 県内全市の景観行政団体移行により、琵琶湖景観形成地域等を削除 [第9条、第11条、第13条、第15条、第18条および第19条]

【滋賀県景観計画】（別添資料3—1から3—3までを参照）

- (1) 県土の一体的な景観形成に向けた滋賀県景観行政団体協議会の取組に係る章を新設 [第9章]
- (2) 太陽光発電設備等の景観形成基準（形態・色彩・意匠）を新設 [第4章および第5章]
- (3) 効果的な建築物の間口緑化による景観基準の一部緩和 [第4章]
- (4) 県内全市の景観行政団体移行により、琵琶湖景観形成地域等を削除 [第3章、第4章、第7章]

4 今後のスケジュール

令和3年	11月	常任委員会への説明
	12月	パブリックコメント
令和4年	1月	常任委員会への説明
	2月	条例改正案の議会上程（2月定例会議）
	3月	滋賀県景観計画の改定